

2020年9月24日

人種差別撤廃委員会は、同委員会第101会期中において、人種差別撤廃条約第9条1及び人種差別撤廃委員会手続規則第65条1に従い、日本政府によって提出されたフォローアップに関する報告を審査したことを通知する。

委員会は、2018年8月開催の、同委員会第96会期における、締約国の人種差別撤廃条約第10回・第11回定期報告審査後に採択された同委員会の総括所見(CERD/C/JPN/CO/10-11)の paragraphs 10及び32に含まれる勧告の実施に関する情報を1年以内に受領したいとの同委員会の要請に応じ、報告が提出されたことを歓迎する。

委員会は、締約国と対話を継続する機会を得られたことに感謝するとともに、以下の所見に対する締約国の注意を喚起したい。委員会は、これらの問題に対して締約国が講じた措置に関する意見や回答を、2023年1月14日までに1つの文書として提出される人種差別撤廃条約第12回・第13回・第14回定期報告に含めることを要請する。

#### **総括所見パラグラフ10**

委員会は、法務省の中に、広く人権相談に応じ、人権侵犯事件の調査救済手続に従事する、人権擁護局及びその下部機関が設置されたことに留意する。それでもなお、委員会は、勧告の実施に向けた適切な行動がとられていないことを遺憾に思い、締約国の対応は満足のいくものではないと考える。委員会は、国内機構の地位に関する原則(パリ原則)に従い、人権の促進及び保護に関する広範な権限を有する国内人権機構を設置すべきとの勧告を繰り返す。

#### **総括所見パラグラフ32**

委員会は、技能実習制度における技能実習生の適切な保護を確保するための取組の中で外国人技能実習機構によって実施された監理団体・実習実施者への実地検査及びその結果に関する情報提供に対し、締約国に感謝する。しかしながら、委員会は、監理団体の許可取消が現在までに一件だけであるという事実が示すとおり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律によって導入された許可制度が厳正に実施されていないとの情報について懸念する。

さらに、委員会は、外国人技能実習機構の実地検査に対し、十分な人的及び財政的リソースが割り当てられておらず、またその検査結果の公表について、透明性が欠如しているとの情報についても懸念する。加えて、委員会は、技能実習生の失踪、死亡事案に係る調査及び技能実習制

度の運用状況に係る検証を行った法務省のプロジェクトチームによる提言を実施することによって、締約国が技能実習制度の改善に取り組んでいることに留意する。それでもなお、委員会は、技能実習生が劣悪な労働条件、虐待的かつ搾取的な慣行及び債務労働のような状況にさらされているとの報告を懸念する。そのことは、技能実習制度の更なる見直し及び政府による技能実習制度のより徹底した監督が必要であることを示している。また、委員会は、上記法律の実施及びその影響に関する情報の欠如を遺憾に思う。委員会は、本勧告への対応は部分的に満足の内ゆくものであると考え、締約国に対し、次回の定期報告において、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に即して、技能実習制度が適切に規制され、かつ、同制度が政府によって適切に監視されることを確保するためにとられた更なる措置に関する詳細な情報の提供を要請する。さらに、委員会は、締約国に対し、同法の実施及びその影響に関する情報を含めることも要請する。

委員会は、条約の効果的な履行を確保するための日本政府の取組を支援することを目的として、日本政府との建設的な対話の継続を期待している。